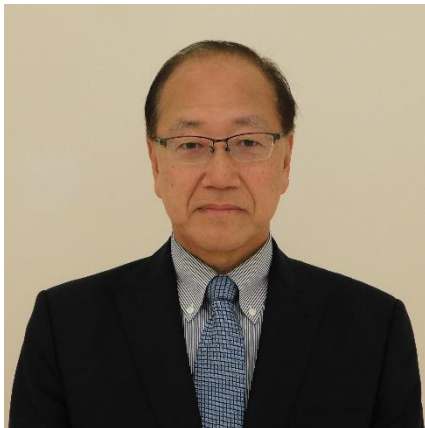


# かめろうき会報

令和4年6月号（第179号）



## 支部長着任のご挨拶

亀戸労働基準協会支部

支部長 石井 崇 裕

亀戸労働基準協会支部、並びに会員事業場の皆様方には、常日頃より当支部の活動や運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この度の役員改選におきまして、本年度から当支部の支部長を仰せつかることになりました 株式会社フジクラの石井でございます。世界規模の各種の変化の中、私たちを取り巻く労働環境も多方面で変化している中での責務に責任の重さを感じております。みなさまに相談をさせていただきながら尽力させていただきたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

今年になり当支部に関係する組織も変化しております。亀戸労働基準監督署坂本署長が御着任、東京労働基準協会連合会も十河会長以下新たな体制がスタートいたしました。

社会に目を転じますと、COVID-19 から社会生活は回復の兆しはあるものの完全な回復へのシナリオを模索するなか、新たなウイルス情報もあり事前対策が課題となっております。

また事業場における労働災害は、みなさまの労使協調でのご努力の結果長期的に減少してきたものの、近年作業員の高齢化や作業行動に起因する労働災害が顕著に増加し、労働災害全体が再び増加に転じています。さらに死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さず、「第13次東京労働局労働災害防止計画」は2018年度から5カ年を計画とした活動の今年最終年度になりますが目標達成が見込めない状況です。

関係法律としては、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行、労働施策総合推進法等の改正によるパワーハラスメントに対する事業主の措置義務、また改正育児介護休業法も適用となり、事業場のみなさまも各種対応にご尽力いただいております。

また、コロナ禍で大きな影響を受けての過労死やメンタルヘルス問題が社会問題として大きくクローズアップされてきております。長時間労働を是正するのはもとより、長時間労働に伴う労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要となるほか、疾病を抱える労働者の治療、復職へむけた支援等各種対策が求められております。

課題は多いのですが、会員事業場の皆様と情報を共有し合い、亀戸労働基準監督署、東京労働基準協会連合会本部との連携を密にし、労働基準行政における重点対策の推進支援、社会保険関係法の周知、労働環境に関する整備施策の推進支援などへの取り組みを進めてまいります。あらためて関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任のご挨拶に代えさせていただきます。

## 全国安全週間における安全セミナー開催される

全国安全週間における安全セミナーは、亀戸労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会江東分会、一般社団法人東京都江東産業連盟、陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会深川支部、同東京都支部会城東支部の共催により去る6月10日（金）、亀戸文化センターカメラホールで約109人の方々が参加され開催されました。

初めに、共催者を代表して、亀戸労働基準監督署 坂本署長、公益社団法人東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部 石井支部長が挨拶されました。

次第に基づき、全国安全週間実施要綱について、亀戸労働基準監督署 佐藤安全衛生課長より説明されました。

労働災害防止に関する法律等について、亀戸労働基準監督署 長田第二方面主任監督官より説明されました。

休憩後、特別講演として、「私の安全 ～絶対安全への取り組み～」清水建設株式会社（仮称）豊洲6丁目4-2街区オフィス計画 建設所長 安中氏から特別講演をいただきました。



左：署長の挨拶

下：会場風景



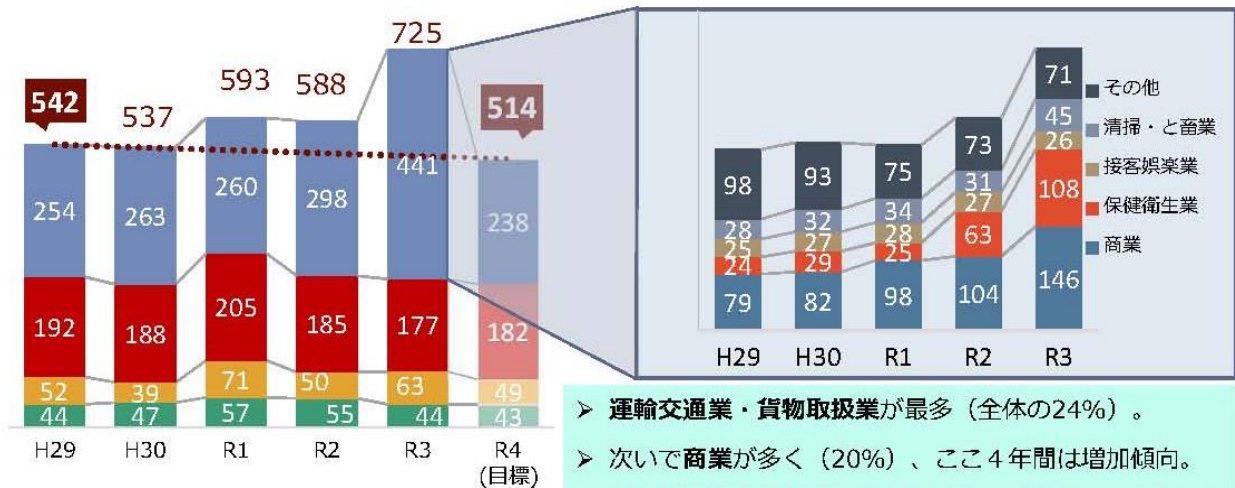


# 亀戸労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (R4.4)



令和3年の休業4日以上死傷者数は、前年より増加(新型コロナウイルス感染を含む) (+137人、23.3%)であり、平成29年と比較すると183人多くなった(+8.5%)。死亡者数は5人であった。

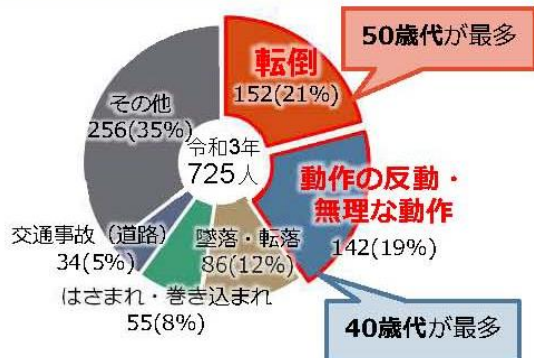
## 業種別の死傷災害発生状況 (13次防期間中)



- ▶ 運輸交通業・貨物取扱業が最多(全体の24%)。
- ▶ 次いで商業が多く(20%)、ここ4年間は増加傾向。
- ▶ 保健衛生業は前年比1.7倍に増加。(新型コロナウイルス感染症による疾病のほか、転倒、動作の反動・無理な動作なども増加)

\* : 第13次労働災害防止計画(13次防)では「死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少」させることを目標に掲げている。

## 事故型別の死傷災害発生状況 (令和3年)



## 業種別の死亡災害発生状況 (平成30年～令和3年)

建設業	6件
運輸交通・貨物取扱業	2件
製造業	1件

死亡災害事例は裏面をご覧ください。

# 亀戸労働基準監督署管内の死亡災害事例 (平成30年～令和3年)

業種	年月	事故の型	起因物	職種	年代	経験年数	災害の概要
建設業(土木工事業)	R3年12月	転倒	その他の乗物	作業者・技能者	50歳代	20～30年	被災者と船の運転者の2名で、しゅんせつ工事によって発生した土砂を船で所定の処分場へ捨てに行く作業を行っていた。土砂を捨て終え、船は工事現場まで戻ってきたが、被災者が船から出てこないと元請職員らが確認したところ、被災者が <b>船上でうつ伏せに倒れていた</b> 。
建設業(土木工事業)	R3年10月	おぼれ	水	管理者	60歳代	20～30年	被災者は海上にて海底地盤改良工事を行っている大型作業船での作業を終え事務所に戻るため、大型作業船から交通船に乗船し、海上を移動していた。移動中、被災者が船外に出たところ船が <b>横波を受け、その揺れにより被災者は落水した</b> 。
清掃と畜業	R3年9月	はさまれ、巻き込まれ	混合機、粉砕機	その他のオペレーター	60歳代	10～20年	被災者はつかみ機で廃棄物を粉砕機に投入する作業を行っていた。粉砕機に廃棄物が詰まったため粉砕機を停止し、同僚と二人で詰まりの除去を行っていた。その後、 <b>粉砕機の再起動により、被災者がホッパー内で左足を巻き込まれた</b> 。
道路貨物運送業	R3年8月	交通事故(道路)	トラック	貨物自動車運転者	20歳代	5～10年	最大積載量13tトラックで高速道路下り線を走行中、 <b>停車中の先行トラックに追突した</b> 。先行2台を含む計3台の玉突事故。追突の衝撃で被災者のトラックの運転席は大きく損傷し、救出され搬送されるも胸部を強く打ち死亡した。
道路貨物運送業	R3年3月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	管理者	50歳代	20～30年	自社駐車場内で、トラックが逸走したことにより運転席ドアが <b>駐車場出入口のポールに押され、被災者が車体との間に挟まれた</b> 。
建設業(土木工事業)	R2年8月	おぼれ	水	潜水夫	60歳代	30年～	被災者は、下水処理施設の工事において、資材を水路内に吊り下ろす作業のため <b>潜水していたところおぼれた</b> 。
建設業(建築工事業)	R2年4月	墜落、転落	足場	とび工	50歳代	10～20年	被災者は、工事用エレベーターを設置するため、既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、 <b>足場と躯体の隙間から地階まで墜落した</b> 。
建設業(その他の建設業)	R2年1月	交通事故(道路)	乗用車	電工	60歳代	30年以上	被災者は建設現場での作業を終え、 <b>普通貨物自動車</b> を運転し、次の現場へ向かう途中、対向車線に飛び出し、 <b>歩道橋の欄干に衝突した</b> 。
製造業(造船業)	H30年6月	感電	アーク溶接装置	船舶ぎ装工	40歳代	1～5年	被災者は、艦装船の内部で、他の労働者が行う配管の <b>アーク溶接作業の補助作業</b> をしていたところ、 <b>感電した</b> 。
建設業(その他の建設業)	H30年5月	激突され	トラック	作業者・技能者	30歳代	1～5年	貨物船内にて、コンテナ受け木の整理のためにかがんで作業を行っていた被災者が、 <b>後退してきたトレーラーと船内の柱との間にはさまれた</b> 。



亀戸労働基準監督署





# 屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。  
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



	距離が確保できる	距離が確保できない
会話を する	マスク必要なし 	マスク着用推奨 
会話を ほとんど 行わない	マスク必要なし 	マスク必要なし 
	公園での散歩やランニング、サイクリングなど	徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話を する	マスク着用推奨  ※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可	マスク着用推奨 
会話を ほとんど 行わない	マスク必要なし  距離を確保して行う 図書館での読書、芸術鑑賞	マスク着用推奨 
		通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。  
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに  
関するQ&A





# STOP! 熱中症

## 令和4年5月～9月

# クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!










労働災害防止キャラクター **チムイカン**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<b>WBGT値の把握の準備</b> JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指数計</b> を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定など</b> WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b> 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。 また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>服装などの検討</b> <b>通気性の良い作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b> 熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>労働衛生管理体制の確立</b> <b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>発症時・緊急時の措置の確認と周知</b> 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

### □ WBGT値の把握






JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP  
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値の <b>低減対策</b> は実施されているか
<input type="checkbox"/>	WBGT値に応じた <b>作業計画</b> となっているか
<input type="checkbox"/>	各作業者の <b>体調</b> や <b>暑熱順化の状況</b> に問題はないか
<input type="checkbox"/>	各作業者は <b>水分</b> や <b>塩分</b> をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/>	作業の <b>中止</b> や <b>中断</b> をさせなくてよいか



### □ 異常時の措置

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。





「かめろうき」会報4月号でお知らせした「令和4年度 業務改善助成金」について、お問い合わせ先が下記業務改善助成金コールセンターと決まりました。

## 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の  
概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ


+

設備投資等

→

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください! [業務改善助成金](#) [検索](#)



※申請期限: 令和5年1月31日

概要

### ◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

## 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ\*、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

\* 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までを遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

#### ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

#### お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。



令和4年

## 「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和3年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>) に掲載されております。

問合せ先 賃金統計事務センター（R4.7.1～R4.9.16）

03 (5958)3365

# 職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**4年連続1年間で1万人**を超える方が仕事中に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

## □経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

## □安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

## □職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に應じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

## □労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

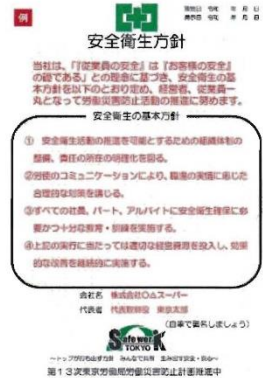
本年度は最終年度です！



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP



## 令和4年度定期支部会員総会報告

令和4年度定期支部会員総会は、5月19日アンフェリシオンにおいて34社の出席をいただき開催されました。横山支部長代行の挨拶、規約により横山支部長代行が議長に選任され、総会成立報告の後、議事に入りました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算承認に関する件
- 第2号議案 令和3年度収支決算による残金処分に関する件
- 第3号議案 令和4年度事業計画並びに収支予算承認に関する件
- 第4号議案 亀戸労働基準協会支部会則承認に関する件
- 第5号議案 (公社)東基連 代議員選任に関する件
- 第6号議案 役員改選に関する件

全議案について原案通り承認されました。

公務ご多忙の中、ご来賓としてご出席いただきました亀戸労働基準監督署長の坂本直己様からご祝辞をいただき、上部団体である公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事滝澤成様からご祝辞をいただき、令和4年度定期支部会員総会を終了いたしました。

総会終了後懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止としました。



ご来賓の坂本直己署長



定期支部会員総会

# 令和4年度定期支部会員総会議事報告

令和4年度定期支部会員総会に提出した議案につきまして、確認されました令和4年度事業計画等についてご報告いたします。

## 令和4年度事業計画

### 事業方針

- 1 令和4年度労働基準行政の重点対策推進への支援
- 2 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法等の社会保険関係法の周知
- 3 労働条件の確保・仕事と生活との調和のとれた働き方を可能とする労働環境整備等の施策への支援
- 4 労働災害防止及び健康確保に関する講習会や説明会の開催
- 5 全国安全週間及び全国労働衛生週間に関する説明会の開催
- 6 健康づくりをはじめとする心身の健康管理のための施策への支援
- 7 中小企業事業場における労務管理及び安全衛生管理体制のアップデートへの支援
- 8 新規入会の促進
- 9 会報の編集発行



# 令和4年度主要行事計画

令和4年4月1日～令和5年3月31日

亀戸労働基準協会支部

	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	開催内容
1	会計監査	○												令和3年度会計監査
2	幹事会	○												議案審議
3	定期総会		○											議案審議
4	賀詞交歓会										○			新春賀詞交歓会
5	雇入時安全衛生教育研修	○												安全衛生教育、ビジネスマナー
6	新規労務担当者講習会			○										労基・安全衛生・労災・雇用・関係法・手続等
7	人事労務・厚生担当者実務講習会			○	○									健康保険・厚生年金・雇用保険関係法・手続関係等について
8	労基法セミナー							○						労働基準法関係
9	KYT講習会											○		労働基準法関係
10	労災保険実務担当者講習会											○		労災保険給付について
11	全国安全週間における安全セミナー			○										令和4年度全国安全週間実施要項説明会
12	労働衛生セミナー						○							令和4年度全国労働衛生週間実施要綱説明会
13	江東地区安全衛生推進大会								○					安全衛生の推進 優良事業場の表彰
14	会報発行	○		○			○			○	○			啓蒙宣伝

## 亀戸労働基準協会支部役員 名簿(令和4年5月現在)

役員名	会社名	役職名	氏名
支部長	株式会社フジクラ	安全衛生特命顧問	石井 崇裕
副支部長	株式会社 I H I	人事部本社人事グループ長	吉田 淳
副支部長	トーヨーカネツ株式会社	人事部長	横山 浩輔
副支部長	株式会社竹中工務店東京本店	専門役	奥田 健史
幹事	株式会社吉野工業所	総務部長	太田 聡男
幹事	共立機械株式会社	代表取締役	水谷 彬
幹事	東洋リネンサプライ株式会社	代表取締役	松本 光史
幹事	一般社団法人東京都江東産業連盟	専務理事	柳澤 廣次
幹事	東洋埠頭株式会社豊洲営業所	所長	鈴木 尚
幹事	日進運輸株式会社	代表取締役	齊藤 雄一
幹事	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社	支社長	中島 宏幸
幹事	大蔵工業株式会社	代表取締役	藤井 達也
幹事	株式会社 若 洲	総務部長	渡瀬 真樹
幹事	伊藤製パン株式会社 砂町工場	砂町工場長	本山 幸一
幹事	結城運輸倉庫株式会社	取締役管理本部長	杉山 隆嘉
幹事	株式会社太田製作所	代表取締役専務	四ツ谷 政博
幹事	五栄土木株式会社	安全環境部長	中村 宣祐
会計幹事	株式会社 L I X I L	人事労政部長	谷川 智一
会計幹事	東京ベイネットワーク株式会社	取締役	井守 正樹
顧問	株式会社竹中工務店東京本店	統括部長	石田 泰巳



## 各種講習会

### 新規人事・労務担当者講習会

新規人事・労務担当者を対象として、令和4年6月7日江東区亀戸文化センターにおいて、講習会が開催され22名の方が参加されました。

講師は、亀戸労働基準監督署及び木場職業安定所の職員が講師として、労働基準法、安全衛生法、労働保険法について、法令の解説、届け出・請求手続き、業務上災害、通勤災害の認定等について講義しました。

また、コロナ感染防止対策として体温測定やマスク着用、そして手指等の消毒をお願いし、机は1人掛けでソーシャルディスタンスを確保して受講していただきました。受講された皆様のご協力に感謝申し上げます。



## 行事予定

- 1 労働衛生セミナー  
日 時 令和4年9月7日(水) 午後 (カメラアプラザ 3階ホール)
- 2 江東地区安全衛生推進大会  
日 時 令和4年11月17日(木) 午後 (カメラアプラザ 3階ホール)

- 1 第18回 東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO Online 2022  
公開期間 令和4年6月10日(金)～7日(木)
- 2 第81回 全国産業安全衛生大会 in 福岡  
日 時 令和4年10月19日(水)～21日(金)  
オンデマンド配信期間 令和4年10月19日(水)～11月4日(金)

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部  
〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5 6 2 7 - 9 9 3 3

F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9

Eメールアドレス [kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp](mailto:kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp)

